

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画室見が丘地区地区計画を次のように変更（名称変更）する。

名	称	室見が丘地区地区計画
位	置	福岡市西区室見が丘一丁目、室見が丘二丁目及び室見が丘三丁目の全部並びに大字金武の一部 早良区西入部5丁目及び大字西入部の各一部
面	積	約43.7 ha
地区計画の目標		<p>当地区は、本市の都心部より南西約10kmの室見川沿いに位置し、良好な住宅地として開発が行われた地区である。</p> <p>現在、良好な低層住宅地としての住環境が形成されつつあり、建築物等に関する整備計画を定め、今後とも良好な住環境の形成・保全を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>良好な低層住宅地としての形成、保全を図る。</p> <p>地区内中心部には、利便施設を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な戸建て住宅地を形成、保全するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>敷地の細分化とそれに伴う建て詰まりを防止し、ゆとりある街並みを形成、維持するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>緑豊かな環境を形成、維持するため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

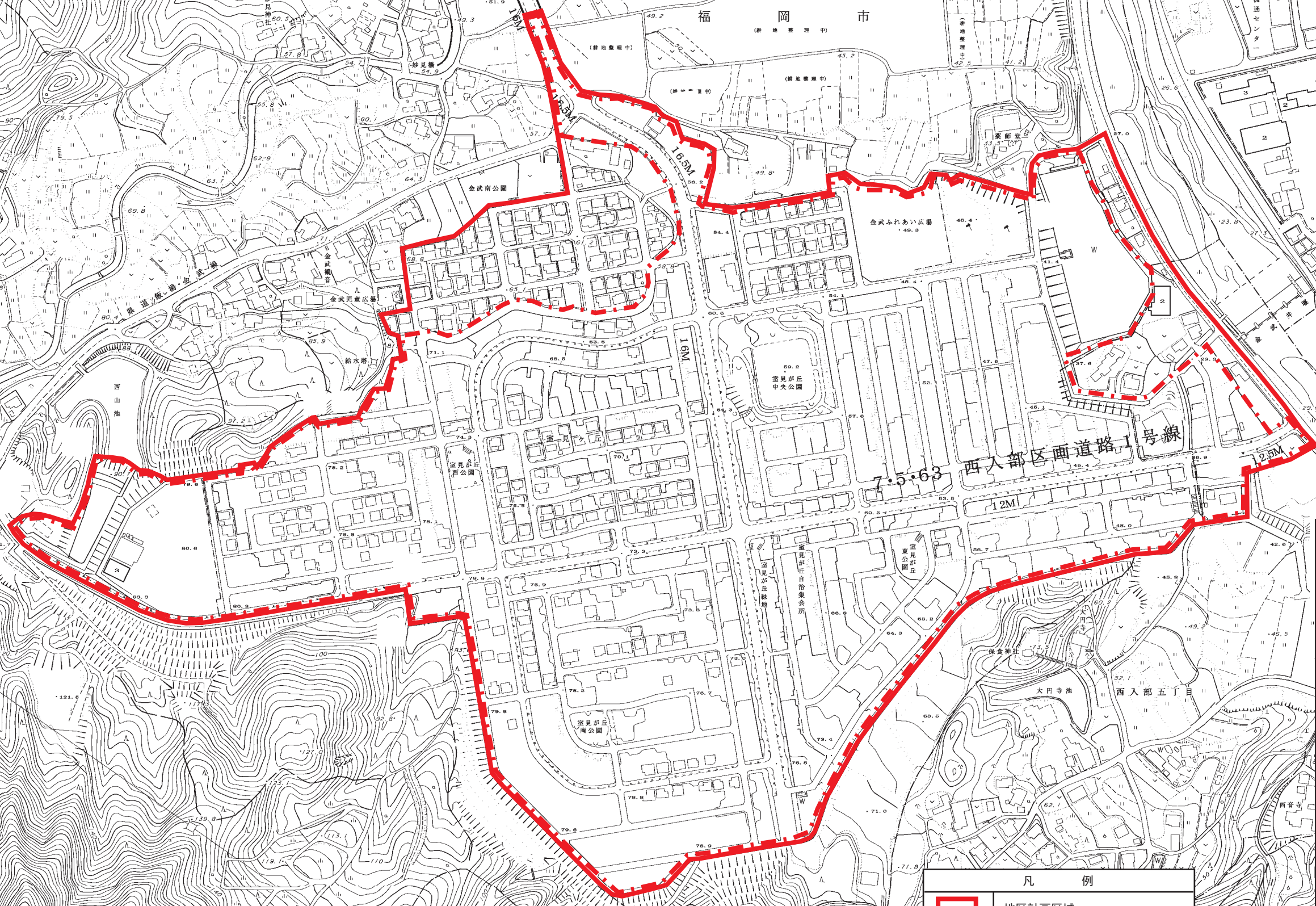
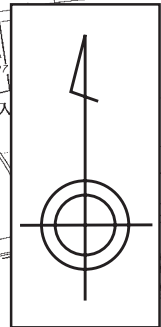
地区整備計画	面積		約 39.2 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二(い)項第三号に掲げるものは、建築してはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
		垣又はさくの構造の制限	道路境界側は、へいの高さの最高限度を1.3 m(ただし、生垣を除く。)とする。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

住居表示の実施に伴い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 室見が丘地区地区計画 計画図 S = 1 : 4,000



-	道路中心
-	水路
-	地番界
-	道路中心
-	水路
-	地番界
-	道路中心
-	地番界
-	擁壁
-	道路中心
-	擁壁
-	道路界外側
-	水路
-	擁壁
-	道路中心
-	地番界

	地区計画区域
	地区整備計画区域